

特記仕様書

工事番号：4359287

工事名：上庄川河川総合交付金護岸補強工工事

第1条 一般

この特記仕様書は、「土木工事共通仕様書(富山県土木部)令和8年10月」第1編共通編1-1-1-2第6項に基づき、当該工事に必要な事項について定めるものとする。

第2条 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間

- 次のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱うものとする。
 - ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - ② 工事の全部の施工を一時中止している期間
 - ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われる期間
 - ④ 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- 前項の期間を確認する必要がある場合は、書面によることとする。

第3条 鉄筋コンクリート用棒鋼

JIS製品以外のもを使用する場合、ミルシートによる監督員の事前審査が必要のほか「JIS製品と同等以上の品質を有するもの」の保証として、信頼できる試験機関が実施した引張試験及び曲げ試験により確認しなければならない。なお、この試験報告書が添付されていない製品を使用する場合は、信頼できる試験機関に引張試験及び曲げ試験を依頼し、JIS製品と同等以上の品質を有することを確認のうえ使用しなければならない。

第4条 コンクリート配合

使用目的別の配合諸元は次表のとおりとする。

番号	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (Cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	C (kg/m ³)	セメントの 種類	使用目的
1	24	12	40	55以下	—	B・B	場所打擁壁(L型)
2	18	8	40	65以下	—	B・B	均しコンクリート

第5条 コンクリートの水セメント比

コンクリートの水セメント比は、前条 コンクリート配合を遵守すること。指定した呼び強度に対して、水セメント比が確保できない場合は、上位規格を用いるものとする。

第6条 冬期歩掛割増対象工事の精算

本工事は、冬期歩掛割増対象工事であるので、下記の冬期歩掛割増対象期間を外れて施工することになった場合、発注者と受注者で協議のうえ当該期間を外れた部分に係る請負代金の変更契約を行うものとする。

冬期歩掛割増対象期間 工事着手日から令和9年3月18日まで

第7条 工事特性・創意工夫・社会性等の実施

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時までに「富山県請負工事成績評定要領」第4第7項に定める様式により提出することができる。

第8条 概算数量発注

本工事の設計数量は、実施設計図から算出した概算数量である。受注者は共通仕様書に定める工事測量及び設計図書の照査を行い、監督員と協議すること。

新たな横断図等の作成が必要となった場合は、以下により実施する。

- ①受注者は、監督員の指示に基づき、現地測量のうえ必要な図面及び数量計算書の作成を行う。
- ②受注者は、作成した図面、数量を発注者に報告のうえ、受発注者間で協議し、設計数量の確定後、指示書により工事着手する。

なお、新たな横断図等の作成に要する期間及び費用は変更設計の対象とする。

第9条 「工事連携会議」試行工事（受注者希望型）

- 1 受注者は「工事連携会議」の実施を希望する場合、富山県土木部所管建設工事に係る工事連携会議試行要領に基づき、工事打合簿により協議を行うものとする。
- 2 発注者が本工事を「工事連携会議」の対象工事とする場合、受注者は当該会議に出席しなければならない。
- 3 受注者は、当該会議に出席するに当たり、事前に設計図書の照査を実施し、会議の議題となる事項を発注者に伝えるものとする。

第10条 IS09001を活用した工事

受注者及び本工事が以下の条件を満足し、受注者が本工事を「IS09001を活用した工事」とすることを希望する場合、IS09001を活用した工事の実施要領（案）に基づき、実施することができる。

- ① IS09001 (JIS Q 9001) の認証を取得していること
- ② 過去2ヵ年度の富山県土木部発注工事の工事成績平均点が75点以上であること
- ③ 低入札価格調査制度の調査基準価格を下回って落札した工事ではないこと

第11条 工事書類の簡素化の試行について

- 1 本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。
- 2 試行は、工事書類の簡素化試行要領(案)（令和8年10月富山県土木部）に基づき実施するものとする。
- 3 これらに定められていない場合は監督員と協議するものとする。

第12条 低入札となった場合における技術者の増員等

- 1 入札の結果、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者が受注者となった場合における技術者の配置については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めることによる。
 - (1) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる工事の場合
専任配置が義務付けられている技術者とは別に、同法の規定により監理技術者の配置が義務付けられる工事にあつては監理技術者の資格を有する者を、それ以外の工事にあつては主任技術者になり得る資格を有する者を1人、専任にて配置するものとする。この場合において、これらの工事に配置する技術者は、受注者と3ヶ月以上の雇用関係がある者に限る。
 - (2) 建設業法の規定による技術者の専任配置が義務づけられていない工事の場合
同法の規定により配置が義務付けられている技術者を、専任にて配置するものとする。
- 2 1の(1)により別に配置される技術者は、監理技術者等を補助し、監理技術者等と同様の職務を行うものとする。

第13条 施工体制の点検を強化する工事

入札の結果、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者が受注者となった場合は、受注者は工事施工前に、段階確認及び中間検査において発注者が強化するとする事項を監督員に確認しなければならない。

第14条 低入札となった場合における品質管理の試験頻度

入札の結果、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者が受注者となった場合は、富山県土木工事施工管理基準における品質管理基準（一般土木工事品質管理基準）の試験基準欄及び摘要欄並びに本特記仕様書の品質管理に関連する条項に定める施工に関する試験頻度を2倍とする。

第15条 路盤工（人力施工）

受注者は、路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上り厚が15cmを越えないように締固めなければならない。

第16条 余裕期間制度（フレックス方式）対象工事

- 1 本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる工事であり、富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領に基づき実施するものとする。
- 2 工事の始期の期限は、契約締結日の翌日から180日以内の令和8年11月9日、工事の終期の期限は、令和9年3月18日とする。
- 3 受注者は、工事の始期後14日以内に施工計画書を発注者に提出するものとする。
- 4 受注者は、受注時のコリンズ（CORINS）への登録については、工事の始期後10日（休日を除く。）以内に登録するものとする。
- 5 受注者は、工事の始期後に速やかに、退職金制度届出書を発注者に提出するものとする。
- 6 余裕期間内に行う資機材の準備及び、技能労働者の手配などの準備等に必要な現地への立入り（工事着手以外の行為とする）については、発注者に了解を得るとともに関係法令等に基づく必要な手続きを行うものとする。
- 7 その他この特記仕様書に記載のないことについては、富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）実施要領によるものとする。

第17条 余裕期間制度における労務・資材単価及び歩掛の取り扱い

- 1 余裕期間制度を活用する工事については、工事の始期時点の労務・資材単価及び歩掛に基づく請負代金額に変更を請求することができる。
- 2 ただし、当該変更に伴う価格の変動を、元請・下請間及び資材業者等との契約においても適切に反映し、必要な価格転嫁が確実に行われるよう努めること。
- 3 請負代金額変更の請求にあたっては、「余裕期間制度における労務・資材単価及び歩掛の取り扱いについて」によるものとする。この通知文は、富山県土木部建設技術企画課のホームページから入手できる。
(<https://www.pref.toyama.jp/1510/sangyou/nyuusatsu/koukyoukouji/kj00017585.html>)

第18条 快適な仮設トイレの設置工事

- 1 本工事は、建設現場をより働きやすい環境に改善するため、受注者が希望すれば、快適に使用できる仮設トイレ（洋式トイレ・快適トイレ）を設置することができる工事である。
- 2 快適な仮設トイレの設置工事の実施にあたっては、『「快適な仮設トイレの設置工事」についてのお知らせ』によるものとする。このお知らせは、富山県土木部建設技術企画課のホームページから入手できる。
(<https://www.pref.toyama.jp/1510/sangyou/nyuusatsu/koukyoukouji/kj00017588.html>)

第19条 週休2日工事（発注者指定型（現場閉所））

- 1 本工事は、週単位の週休2日（土日完全週休2日の現場閉所）に取り組むこととする。
- 2 工事の実施にあたっては、「週休2日工事」試行要領（令和8年6月 富山県土木部）に基づくものとする。

第20条 1日未満で完了する作業の積算（アスファルト舗装工以外）

- 1 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、施工パッケージ型積算と実際の施工にかかった費用に乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種の作業との組合せで1日以上となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料として日報（施工内容・施工数量・作業時間を記入したもの）と実際の費用がわかる資料等を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5 受注者の責によらず、交通等の制約により日々の作業量が制約される場合、別途考慮出来るものとする。

第21条 1日未満で完了する作業の積算（アスファルト舗装工）

- 1 本工事におけるアスファルト舗装工は、1箇所当りの作業量が250m²未満であることを見込んでおり、「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）を適用している。受注者は、1箇所当りの作業量が250m²を超えることが想定される場合、「1日未満積算基準」の適用について監督員と協議するものとする。
- 2 受注者の責によらず、交通等の制約により日々の作業量が制約される場合、別途考慮出来るものとする。

第22条 ICT活用工事（土工、擁壁工）（受注者希望型）

- 1 本工事は、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について、全てもしくは一部で3次元データを活用するICT活用工事の対象工事（受注者希望型）である。
- 2 ICT活用工事の実施にあたっては、ICT活用工事（土工）実施要領（令和8年8月 富山県土木部）に基づくものとする。この実施要領は、富山県のホームページの『ICT活用工事についてのお知らせ』から入手できる。（<https://www.pref.toyama.jp/1510/sangyou/nyuusatsu/koukyoukouji/kj00018813.html>）
- 3 受注者は、契約後、施工計画書の提出までに、具体的な工事内容及び対象範囲についてICT活用工事計画書【ICT土工、擁壁工】（様式－1、6）等により監督員と協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事を行うことができる。
- 4 受注者は、土工、擁壁工以外の工種にICT活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに監督員へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT活用施工を行うことができる。
- 5 受注者は、試行の効果を検証するためのアンケート調査に協力するものとする。

第23条 情報共有システム試行工事

- 1 この工事は、情報共有システム試行の対象工事である。
- 2 試行工事の実施にあたっては、情報共有システム試行要領（令和8年10月 富山県土木部）に基づくものとする。この試行要領は、富山県のホームページの『情報共有システムについてのお知らせ』から入手できる。（<https://www.pref.toyama.jp/1510/sangyou/nyuusatsu/koukyoukouji/kj00020236.html>）

第24条 遠隔臨場（受注者希望型）試行工事

この工事では、受注者が建設現場の遠隔臨場に関する試行の実施を希望するとともに、工事特性を踏まえ、段階確認等の一部もしくは全部に遠隔臨場の実施が見込めると受発注者間の協議が整った場合、遠隔臨場の試行工事とする。

試行を実施する場合の取扱いはい以下のとおり。

受発注者の移動時間の削減や、工事の手待ち時間の削減等を目指し、モバイル端末等により撮影した映像と音声
を双方向の通信技術を活用し「段階確認」「材料確認」「立会」及び「中間検査」を行うものである。なお、本試
行工事は「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(令和8年4月) 富山県土木部」に基づき実施する。

第25条 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行

1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事であり、熱中症対策に資する現場管理費補
正を希望する場合は、受注者は施工計画書に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を
記載するものとする。

2 計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点
の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法に
より得られた計測結果を用いるものとし、計測に要する費用は受注者の負担とする。

3 対象期間は工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付
け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止してい
る期間は含まない。

4 施工計画書に基づき提出された計測結果をもとに対象期間内の真夏日率に補正係数を乗じて補正値を算
出し、現場管理費率に加算するものとする。

なお、真夏日とは日最高気温が30度以上の日をいい、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上と
なる日を真夏日と見なす。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

補正値(%) = 真夏日率 × 1.2

現場管理費 = 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正値)

ただし、補正値については「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」
と重複する場合においても、最高2%とする。

第26条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第24条及び土木工事共通仕様書に記載しているところであるが、その
具体的な考え方や手続きについては、「工事施工の円滑化4点セット(富山県版)」を参照することとする。

第27条 検査書類限定型モデル工事(受注者希望型)

1 本工事は、受注者から検査書類限定型モデル工事を希望する内容の協議がなされた場合、「検査書類限定型
モデル工事」の対象とする。

2 「検査書類限定型モデル工事」の実施にあたっては、「検査書類限定型モデル工事 実施要領」によるもの
とする。この実施要領については、富山県土木部建設技術企画課のホームページから入手できる。

(<https://www.pref.toyama.jp/1802/sangyou/shoukoukensetsu/kensetsugyou/kj00005441.html>)

第28条 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、発注者が行っ
た土壌汚染対策法等の手続き状況や搬出先が適正であることについて法令等に基づき確認し、その確認結果を再
生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。この確認結
果票は、国交省ホームページの『建設発生土の搬出先計画制度』から入手できる。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html

参考として、本工事区間における土壌汚染対策法に関する手続きの状況は以下のとおりである。

土壌汚染対策法に関する手続き	該当	手続き状況
----------------	----	-------

区域指定地域での工事	☐ 有 ☒ 無	☐ 届出済 ☒ 不要
一定規模以上の土地の形質変更を伴う工事（法第4条第1項）	☐ 有 ☒ 無	☐ 届出済 ☒ 不要

第29条 建設機械賃料の割引賃料に係る積算

本工事の賃貸に係る建設機械においては、長期割引を適用した賃料で計上している。この単価条件（長期割引の場合：供用日数30日以上、長期割引を考慮しない場合：供用日数30日未満）と異なる場合は、それを証明する資料を添付の上、監督員に協議するものとする。

第30条 建設キャリアアップシステムの活用

- 1 受注者が建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）を活用する場合、CCUS活用に必要な現場経費の一部を設計計上する。
- 2 設計計上にあたっては、『「建設キャリアアップシステムを活用する工事における現場経費の設計計上について」のお知らせ』によるものとする。このお知らせは、富山県土木部建設技術企画課のホームページから入手できる。

（<https://www.pref.toyama.jp/1510/kendodukuri/toshikeikaku/kenchiku/kj00040412.html>）

第31条 遠隔地からの建設資材の調達に係る設計変更の試行

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督員と工事打合簿により協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある

資 材 名	規 格	調達地域等
生コンクリート	高炉24-12-40 W/C $\leq$ 55% 高炉18-8-40 W/C $\leq$ 65%	氷見地区
再生碎石	RC-40	氷見地区
アスファルト合材	密粒度 AC 20FA	氷見地区
仮設材（敷鉄板）	1524×3048	富山県内

※通常の取引可能な地域（土木センター管内等）と著しく異なり、富山県外（隣県）から調達せざるを得なくなった場合を協議の対象とする。

第32条 労働者確保に関する積算方法の試行工事

- 1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ず、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合に、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更することができる試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額（土木工事標準積算基準書に基づき算出した額）における実績変更対象費の割合は次のとおりである。

1）共通仮設費（率分）に占める実績変更対象費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：9. 19%

2）現場管理費に占める実績変更対象費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）

の割合：１．２４％

- 3 契約締結後、実績変更対象費の設計変更が必要となった場合、受注者は、速やかに「実績変更対象費に係る実施計画書」（様式１）を提出し、監督員と協議を行う。「実績変更対象費に係る実施計画書」（様式１）には労働者確保に係る契約時点の費用に、地域外からの労働者確保に必要な費用の見込み額（税抜き）を加え記載する。
- 4 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、「実績変更対象費に係る実績報告書」（様式２）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 6 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「実績変更対象費に係る実績報告書」（様式２）のうち、証明書類において確認された費用（税抜き）から、土木工事標準積算基準書（富山県土木部）により算出した共通仮設費率分及び現場管理費に含まれる実績変更対象費分（共通仮設費率分及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を乗じて算出）を差し引いた費用を、土木工事標準積算基準書（富山県土木部）により算出した共通仮設費及び現場管理費に加算し設計額を算出する。
なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- 7 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

第３３条 公害等対策

本工事区間には、民家が近接していることから、騒音、振動等には十分注意し、周辺住民の生活等に支障を与えないよう努めること。

第３４条 工事用道路関係

現場での作業にあたっては既設道路に極力損傷を与えないように配慮するとともに、地元と十分調整を行い、周辺住民の生活等に支障を与えないよう努めること。

運搬路に使用する道路は工事着手前の状況が分かるよう写真を撮影しておくこと。

第３５条 水替工

本工事においては、ポンプによる水替工を予定しており、下記の条件を想定している。本条件により難しいときは監督員と協議のうえ変更できるものとする。

排水方法：作業時排水、ポンプ基数：１台、排水量：120m³/h未満

第３６条 工事現場の現場環境改善

- 1 本工事は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を目的としており、「現場環境改善費」を計上した工事である。
- 2 現場環境改善の実施にあたっては、「土木請負工事における現場環境改善実施要領について」によるものとする。この要領は、富山県土木部建設技術企画課のホームページから入手できる。
(<https://www.pref.toyama.jp/1510/kendodukuri/toshikeikaku/kenchiku/kj00020664.html>)
- 3 現場環境改善のうち熱中症対策・防寒対策に関する費用については、当該対策の施設・設備の種類や規模及び設置期間等を監督員と協議し、対策の妥当性が確認された場合、設計変更（積み上げ計上）の対象とすることができる。

第37条 安全対策

工事の施工にあたっては市道の通行止めを予定しているため、交通誘導員を計上していない。関係機関と協議等を踏まえ交通誘導員が必要となる場合には、監督員と協議すること。

第38条 建設リサイクル法の対象建設工事

- 1) 本工事は、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(以下建設リサイクル法という)の対象建設工事であり、特定建設資材について分別解体等及び再資源化等を実施するものとする。
- 2) 受注者は、建設リサイクル法12条に基づき、施工計画書に以下の内容を明記し、監督員へ説明するものとする。
 - ・解体工事である場合は、解体する建築物等の構造
 - ・新築工事等である場合は、使用する特定建設資材の種類
 - ・工事着手の時期及び工程の概要
 - ・分別解体等の計画
 - ・解体工事である場合は、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 3) 本工事における特定建設資材(コンクリート)の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	(1) 仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	(2) 土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	(3) 基礎	基礎工事 □有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	(4) 本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	(5) 本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	(6) その他 ()	その他の工事 □有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする特定建設資材廃棄物の種類及び処理量

特定建設資材廃棄物の種類	処理量
コンクリート塊	12m ³
アスファルト塊	3m ³
建設発生木材	—

コンクリート塊は、径30cm程度に破砕するものとする。

- 4) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告する。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(富山県土木部)(平成14年6月)に定めた様式1[再生資源利用計画書(実施書)]及び様式2[再生資源利用促進計画書(実施書)]を兼ねるものとする。

・再資源化が完了した年月日

- ・再資源化をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化に要した費用

5) 受注者は、再資源化施設において適正に処分されていることが確認できる書類(マニフェスト等)を監督員に提示するとともに、運搬、処理を委託する場合は、産業廃棄物処理業者との委託契約書を監督員に提示するものとする。

第 3 9 条 建設発生土

本工事の発生土は、氷見市十二町地先(片道運搬距離5.4km)に搬出するものとする。

なお、搬出先等を変更したい場合は、監督員と別途協議すること。

第 4 0 条 再生材の利用(下層路盤材)

下層路盤材には再生砕石を使用するものとする。品質については、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」に基づくものとする。ただし、修正CBRは30%以上とする。なお、再生砕石の入手が困難な場合は、監督員と協議のうえ、新材に変更できるものとする。

第 4 1 条 舗装切断作業時に発生する排水の処理

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、適正に処理すること。当該排水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、受注者は排水量等を取りまとめの上、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。

第 4 2 条 その他

その他、定めがない事項について疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。